

要望書（回答）

1 安定した運営を確立するための在り方について

本協議会では、昨年も、保育標準時間認定利用者と保育短時間認定利用者の割合が、健全な保育施設の運営に支障をきたしている実態を調査し結果を示しましたが、市の回答は、要望の本質を理解されていない内容でした。

国は、法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるとしてありますが、すでに、多くの自治体では、この区分の設定自体が現状に合っておらず、また、保護者にとっても分かりにくいものであるとし、基本分保育単価を保育標準時間に統一しています。

市においても、区分の実態が既に新制度の理念に乖離していることについての実態、調査を行い、その結果をもって速やかに保育標準時間に統一するよう要望します。

【回答】（健康こども部こども育成課 担当）

子ども・子育て支援法において、保護者の就労等の実態に応じて必要な範囲で保育サービスを利用できるよう、保育の必要量を「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つに区分し、保護者の就労実態に即した形で、保育サービスの利用を選択できる仕組みを構築しており、現状ではこの枠組みに沿って運用していくことが望ましいものと考えております。

しかしながら、現行制度では、保育の必要量を世帯ごとに判断することから、保育認定に係る諸手続きが頻繁に発生するため、各施設や保護者にも事務的な負担が生じ、制度の見直しを求める意見が上げられております。また、本市の保育の必要量につきましても、保育短時間認定が全体の2割に満たない中で、保護者の希望を優先して入所調整を行っていることにより、施設によって認定の割合に偏りが生じている状況も認識しているところでございます。

現在、国が5年を一つのサイクルとした制度設計の見直しについて協議を進めておりますが、本市といたしましても、このような現状と貴会からのご要望を踏まえ、実態に即した制度設計をしていただくよう、国に意見を届けていきたいと考えております。

2 特別保育事業の実施園に対する新たな支援について

本協議会では、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業などの特別保育事業を積極的に実施していますが、それぞれの事業を実施する職員の確保や事故防止・安全確保に要する経費などについては、添付資料のとおり各施設の重い負担を担う事業となっております。

(1) 延長保育事業

現在延長保育事業については、利用回数と対象児童の認定のカウンターの仕方に相違があり、例えば、30分延長の場合、利用時間が1分であっても利用回数を1回とカウントするのに対し、対象児童の認定については、利用時間が15分を超えなければカウントしないという、事業実施者にとっては、到底納得できない状況が続いています。また、非課税世帯については、利用料が0円のため施設には利用料収入がない。(他市町村では、非課税世帯の利用実績に合わせて、市が支弁している。)

市の実施要綱では、延長保育事業担当の保育士について、利用時間に関係なく2名以上配置しなければならないとしていることから、対象児童について、利用時間に制限を設けることなく認定するよう要望いたします。

【回答】(健康こども部こども育成課 担当)

延長保育事業は、国から示されている事業実施要綱等に基づいて本市の補助要綱を策定し、この補助要綱により事業を実施していただいております。

今後、延長保育事業の実態把握に努めてまいります。利用時間のカウント及び対象児童の認定などにつきましては、考え方を国に確認した上で現在の取り扱いに至っていることから、まずは現状の運用を継続していきたいと考えておりますことをご理解願います。

(2) 障がい児保育事業

加算カウントは、保護者同意のもと、医師の診断書や関係専門機関の判定、意見書等で申請でき、加算の目安は、障がい児2名に1人の人件費加算を補助金として申請できます。しかし、障がいの持つ特性がまったく違っていたり、年齢が異なっていたりと2名を同時に保育するには限界があり、加配分では対応できないのが現状です。また、保護者から同意が得られないケースも多くなっているため、多くの園では、その他の支援を必要とする子どもたちへの加配について、補正予算で人件費を補充し、雇用しています。

本協議会保育施設全体の80%の保育園が、障がい児保育を積極的に実施しています。しかし、上記の様な加配では、加算算定は、一人半日分の算定基準となっていて、午前中の人的配置で保育支援対応にあたらなければならない状態です。しかし、発達支援を必要としている園児は8時間～11時間保育が必要な子が多く、中には延長保育を希望している子どもたちもいるのが実態です。今年度保育指針が改訂になり「すべての子の個性を尊重し、ひとりひとりが大切にされる保育」を受けることが保育計画に謳われていることから、各施設が障がい児保育にも手厚く保育にあたることのできるよう、市の独自補助の実施を要望します。

【回答】（健康こども部こども育成課 担当）

障がい児保育事業につきましては、保育の実施に必要な人件費等の経常的経費の交付を目的に実施しておりますが、近年は障がいの疑いのある子どもの対応や、保護者の同意・理解を得るため苦労が絶えず、現場に掛かる負担も大きくなってきていることと認識しております。

まずは、現行の支援を継続していく考えにありますが、本市といたしましても、障がい児の受入れを促進するためには、現場の負担軽減も欠かせないと感じておりますので、今回のご要望を踏まえ、当該事業の精査も含め、検討を進めていきたいと考えております。

(3) 地域子育て支援拠点・病児保育・一時預かり事業

子育て拠点事業や病児保育事業は、専門性や経験を構築して運営しなければならない事業となり、人件費も間に合わせでは成り立たない事業内容となっていて、人件費は補助金を大きく超過します。

一時預かり事業は、当日予約して保育士配置を決定してからのキャンセルなどが発生し、再調整を図らなければならないなど、当日の利用希望で保育士を手配することが、利用実績額での補助確定となるため、経営見通しが効かない事業のひとつとなっています。

上記の事業等は、利用者にはとても喜ばれている事業ですが、実施施設にとっては、人件費等の負担が大きく応分の補助をお願いします。

以上のように特別保育事業の実施に取り組む保育園は、毎年度、人件費や事業関係費などで、持出予算となり、逼迫した事業運営をしているのが実態です。このままでは、安心して運営維持ができなくなり、保育園経営の将来が不安になります。

これらの事業を今後も経営を圧迫することなく、安心して特別事業実施に取り組めるよう、市として新たな財政支援を行うよう要望します。

【回答】（健康こども部こども育成課 担当）

地域子育て支援拠点事業、病児保育事業及び一時預かり事業のいずれにつきましても、延長保育事業と同様に、国から示されている事業実施要綱等に基づいて本市の補助要綱を策定し、この補助要綱により事業を実施していただいております。

今後、各事業の実態把握に努めてまいります。事業実施に当たっての諸要件につきましては、考え方を国に確認した上で現在の取り扱いに至っていることから、まずは現状の運用を継続していきたいと考えておりますことをご理解願います。

3 定員超過の受入数に応じた財政支援について

本協議会では、長年、市からの要請を受け、定員超過による園児の受入れを行ってききましたが、定員を超えた園児を新たに受入れるためには、受入数に応じた保育士の確保や悪化が危惧される労働環境への対応なども不可欠なものとなります。

また、新制度では、公定価格の加算の多くが加算額を各月初日の利用子ども数で除することでの主任加算や事務加算単価の減額などが起こり、超過受入の経営上のゆとりは全くなく、開園から閉園まで超過園児数を受け入れているため、実施園の多くは、人的配置に追われ「定員超過→超過破綻」に繋がるものであると考えています。

市においては、これまで、待機児童対策の大きな柱となってきた定員超過受入れについて、定員を超えて受入れることが、保育士・看護師・栄養士など実施園で働く全ての職員の労働環境や施設運営面に大きな影響を与えていること再認識するとともに、定員超過の受入数に応じた財政支援を行うよう要望します。

【回答】（健康こども部こども育成課 担当）

待機児童の解消は本市の喫緊の課題であり、特に0歳・1歳児につきましては、貴会員園にもご尽力いただき、利用定員を上回る受入れをいただいております。

本市では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、3歳未満児の受入枠を拡充するため、小規模保育施設などの施設整備を進めているところではありますが、平成29年度から北海道と本市が実施する保育料無償化の影響などもあり、0・1歳児の保育ニーズが増加しており、待機児童の解消は当初の見込みよりも進んでいない実態にあります。

現在、事業計画の二期計画の策定を進めておりますが、将来的に出生数の減少が見込まれる中で、増加傾向にある保育ニーズを考慮いたしますと、既存施設を活用した受入枠の拡充は、今後も必要になるものと考えておりますことから、これまでの実績や貴会からのご要望も踏まえ、保育現場を担う職員への負担を軽減できるよう、検討していきたいと考えております。

4 相談と検診が連動する5歳児健康診断の実施について

全国的に5歳児検診を実施する自治体が増えてきている背景には、3歳児検診時では社会性（コミュニケーションの取り方・周囲との協調性のはかり方）・自己コントロール力（抑制する力）・集中力（落ち着いて取り組む力）などが、まだ未成熟な部分が多く、保育園などの集団生活を通し育ってくるこれらの育ちの姿が見えてくるのが、5歳くらいであると専門的な見地から、認識されているようになってきたことが考えられます。

北見市で実施している「5歳児健康診断（年中さん健康相談）」では、そのような課題に対し、医師の診察のもと、保健師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士など様々な専門職種が関わり、家庭・園ではどのような関わりが良いのかなどを保護者と一緒に考え

ています。この検診が、保護者にとって「気づきの場」となり、本人や家庭、集団生活の場面で困り感を軽減し、安定した生活ができるようになるとともに、その後の小学校入学を安心して迎えられることも実施の目的となっています。

市においては、全国で実施されてきている 5 歳児健康診断の状況と効果を調査確認され、相談と検診が連動する 5 歳児健康診断を一日でも早く実施するよう要望します。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

5 歳児健診は、法制化されていない乳幼児健診であるため、各自治体独自の方法で実施されています。本市では、軽度発達障がい早期発見と支援継続のため、SDQ アンケート（子どもの強さと困難さアンケート）を保護者に郵送し、幼稚園や保育園の保育者と連携を図りながら、5 歳児発達相談への来所を促し対応しているところです。

今後は、他市の実施体制や効果などを参考にしながら、事業の体制強化やスキルの向上を目指し、担当スタッフ（小児科医・発達相談員・保育士）との協議を重ねてまいります。